

平成24年度の市税等のお知らせ

市税等には、個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などがあります。ここでは、平成24年度の主な市税等についてお知らせします。

なお、平成24年度から都市計画税の税率を0.25%から0.2%に引き下げます。

平成24年度の 主な改正点

◎個人住民税 ・ 16歳未満の扶養控除が廃止されます。

・ 年齢16歳以上19歳未満の人にかかる扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止され、扶養控除の額が45万円から33万円になります。なお、年齢19歳以上23歳未満の人の扶養控除額は、以前と変わらず45万円です。

・ これまで同居特別障害者の加算控除額(23万円)は扶養控除の額に加算されていましたが、年少扶養親族(16歳未満)に対する扶養控除が廃止されたことに伴い、特別障害者の障害者控除(30万円)に加算されることとなります。

◎固定資産税・都市計画税

これにより、同居特別障害者の障害者控除額が53万円になります。

平成24年度の税制改正に伴い、土地に係る住宅用地の据置特例が見直されました。評価額が急激に上昇しても緩やかに是正する仕組み(負担調整措置)において、従来は、負担水準が80%以上100%未満の住宅用地について前年度据置特例が適用されておりましたが、今回の改正により平成24年度、平成25年度は90%以上100%未満に適用され、平成26年度は廃止になります。

そのため、負担水準が90%未満の住宅用地では、評価額が下落しても課税標準額は上昇します。

負担調整措置の仕組み (平成24年度～平成26年度)

住宅用地の場合

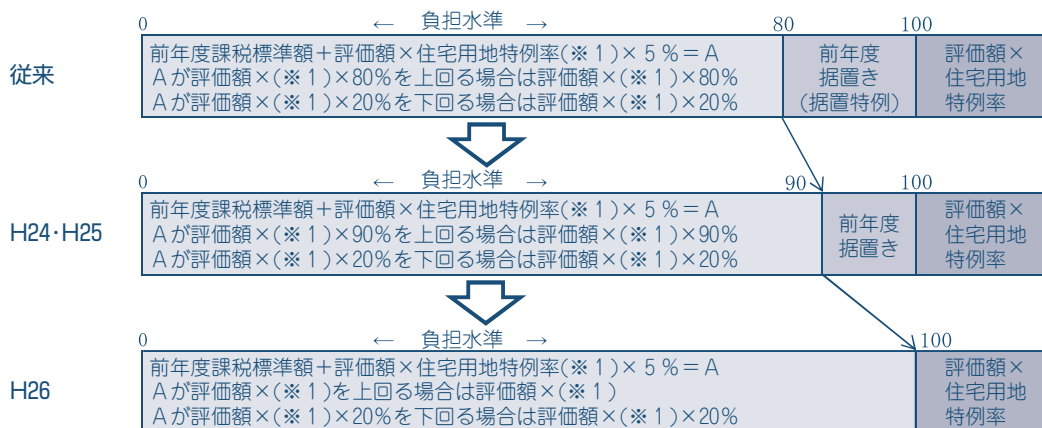
負担水準を基に下図に応じて課税標準額を算出します。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新年度評価額} \times \text{住宅用地特例率} (\ast 1)} \times 100$$

- ※ 1 固定資産税：小規模住宅は1/6、一般住宅は1/3
都市計画税：小規模住宅は1/3、一般住宅は2/3

【用語説明】

- ◎課税標準額とは
税額を求めるためのもとなる額です。この額に税率を掛けて税額を求めます。
- ◎負担水準とは
課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。



市税等のあらまし

◎個人住民税

その年の1月1日にお住まいの市町村で、県民税とあわせて1年分が課税されます。個人市民税の10%減税は、平成24年度の実施を見送りましたので、市民税の均等割額は「3,000円」に、所得割額の税率は「6%」に戻ります。

	均等割額	所得割額
区分	一律	一律
市民税	3,000円	6%
県民税	1,000円	4%
合計	4,000円	10%

◎法人市民税

資本金等の額と従業員数の規模に応じた均等割額(年5万円から300万円の9区分)と、課税標準となる法人税額に税率を乗じた法人税割額を合わせた税額が申告納付となります。

法人税割額の税率は14.7%です。

ただし、資本金等の額が1億円以下で課税標準となる法人税額が500万円以下の法人は12.3%となっています。

◎固定資産税・都市計画税

その年の1月1日に土地・家屋等の資産を所有している人に対して税目別に計算し、あわせて課税されます。

税目	課税の対象となる資産	税率
固定資産税	土地・家屋・償却資産	1.4%
都市計画税	市街化区域内の土地・家屋	0.2%

※課税資産の内訳は、納税通知書とあわせて送付される課税明細書でご確認ください。

◎軽自動車税

その年の4月1日に軽自動車等を所有(使用)している人に課税されます。

転出または譲渡、廃棄、盗難等で所有しなくなっても、届け出をしないとそのまま課税されますので、必ず届け出をしてください。

税額は車種別に、年1,000円から7,200円までの15区分です。

◎介護保険料(第1号被保険者：65歳以上の人)

介護保険料は、基準額の4万8,500円に、所得の状況により9段階の係数を乗じて得た額となります。

所得の状況により保険料等の負担額が変わります。

所得がない場合でも、市県民税の申告を行ってください。

◎国民健康保険

医療給付費に使われる「医療

分」と、後期高齢者を支援する「支援分」、そして国民健康保険の被保険者のうち、40歳以上65歳未満の第2号被保険者が負担する「介護分」の合計額が課税されます。

区分	医療分	支援分	介護分	説明	
税率	所得割	6.2%	1.8%	1.0%	平成23年(前年)中の被保険者の所得に応じて計算
	資産割	30.5%	—	—	被保険者の資産(土地・家屋のみ)に応じて計算
	均等割	8,000円	5,000円	8,000円	加入者世帯の被保険者1人当たりで計算
	平等割	15,000円	—	—	1世帯当たりで計算

◎後期高齢者医療保険料(75歳以上の人)

後期高齢者医療保険料は、均等割額(4万1,860円)と所得割額(所得割率8.25%)の合計額で、限度額は55万円です。

被保険者および世帯主の所得の状況により負担額が変わります。

口座振替をご利用ください

納めに行く手間と時間が省

け、納め忘れもなく安心です。お申し込みは簡単で、一度登録すれば毎年継続します。

◆受付窓口

・取扱金融機関窓口

・税務課納税担当(ゆうちょ銀行を除く取扱金融機関へ提出を代行します)

◆手続きに必要なもの

通帳・金融機関届出印・納税通知書等。

口座振替依頼書は、市内金融機関窓口・税務課納税担当窓口にあります。

◆取扱金融機関

みずほ銀行・三菱東京UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・埼玉りそな銀行・武蔵野銀行・三井住友信託銀行・東和銀行・大光銀行・埼玉信用金庫・あだち野農業協同組合・ゆうちょ銀行

◆郵送での申込み方法

口座振替依頼書に必要事項を記入・金融機関届出印を押印し、税務課納税担当へ郵送してください。口座振替依頼書は納税通知書等に同封しており、切手不要で郵送できます。

また、市ホームページから印刷もできます。

※ゆうちょ銀行は市役所から提出の代行ができませんので、直接ゆうちょ銀行窓口で手続きをお願いいたします。



◆平成24年度の市税等のお知らせ

便利な納付方法

北本市の市税等納付書は、金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで利用できます。また、その他にも次のような便利な納付方法があります。

◎ Pay-easy(ペイジー)

ATM(ペイジー対応型)、インターネットバンキング、モバイルバンキングを利用して納付ができます。ペイジーマークのある納付書が必要です。インターネットバンキング、モバイルバンキングは事前に契約が必要です。

◎ クレジットカード

「Yahoo! 公金支払い」を利用してクレジットカード納付がで

きます。インターネットに接続できるパソコンや携帯電話から「Yahoo! 公金支払い」へアクセスし、クレジットカード情報等を入力して納付します。その際、ペイジーマークのある納付書が必要です。納付額が1万円を超える場合は、決済手数料がかかります。

納期限が過ぎた場合と、10万円以上の納付書、延滞金の納付書は利用できません。利用できるクレジットカードは、以下のロゴがあるものです。Master Card・VISA・JCB・UC・American Express・ダイナース・YAHOO!・SAISON CARD・TS³

◎ モバイルレジ

モバイルレジは、携帯アプリで納付書のバーコードを撮影・読

取し、モバイルバンキングに接続して納付する方法です。携帯アプリのダウンロードと、対応金融機関でのモバイルバンキング契約が必要です。30万円を超える納付書は利用できません。対応の携帯電話や金融機関は、ホームページをご参照ください。

パソコン <http://bc-pay.jp/pc/>
 携帯電話 <https://bc-pay.jp/>
 ※ペイジー・クレジットカード・モバイルレジを利用の場合、領収証は発行されません。

市税等は納付期限内に納めましょう

平成24年度の市税等の納付期限は、左表のとおりです。各税目とも納付期限は各月の月末ですが、12月は条例の規定により

平成24年度納付期限(振替日)一覧

※いずれの税・料も普通徴収を対象としたものです。

◎市・県民税

期別	前納	納付期限(振替日)
1期	1～4期分	7月2日(月)
2期		8月31日(金)
3期		10月31日(水)
4期		平成25年1月31日(木)

◎固定資産税・都市計画税

期別	前納	納付期限(振替日)
1期	1～4期分	5月31日(木)
2期		7月31日(火)
3期		12月25日(火)
4期		平成25年2月28日(木)

市・県民税と固定資産税・都市計画税は、前納ができます。前納とはその年度の第1期の振替日に1～4期分を全額振替することです。なお、残高不足等で振替できなかった場合は、1期は納付書納付、2期以降は期別にて振替になります。

◎軽自動車税

期別	納付期限(振替日)
全期	5月31日(木)

◎国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

期別	納付期限(振替日)
1期	7月31日(火)
2期	8月31日(金)
3期	10月1日(月)
4期	10月31日(水)
5期	11月30日(金)
6期	平成25年1月31日(木)
7期	2月28日(木)
8期	4月1日(月)

市税等の減免制度

25日となっております。ただし、これらの日が土・日曜日、祝日にあたるときは、直後の平日が納付期限となります。また、市税等は、納期限を過ぎて納付する場合、延滞金が加算されます。必ず納期限内に納付しましょう。

所得がない場合でも、市県民税の申告を行ってください。市税等には減免制度がありますので、各担当にお問い合わせください。※なお、各納期限の7日前までに減免申請書の提出が必要になります。

問合せ

・ 税務課 市民税担当(直通594-5518)、固定資産税担当(直通594-5519)、納税担当(直通594-5520)
 ・ 保険年金課(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料) 国民健康保険担当(直通594-5541)、後期高齢者医療担当(直通594-5542)
 ・ 高齢介護課(介護保険料) 介護担当(直通594-5540)
 ・ 会計課(ペイジー・クレジットカード・モバイルレジ) 出納担当(直通594-5558)